

愛媛県市町総合事務組合消防負担金条例

平成17年4月1日 制定 (平成17年条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、愛媛県市町総合事務組合（以下「組合」という。）規約第13条の規定に基づき、この組合を組織する規約第3条別表第2第2項及び第3項に規定する市町及び一部事務組合（以下「構成団体」という。）の負担金に関し必要なことを定めることを目的とする。

(消防負担金)

第2条 消防負担金及び負担方法等は毎年度組合議会においてこれを定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。